

2018年 インドネシアの 会計、監査、税務ガイド

EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)



2018年インドネシアの会計、監査、税務ガイド

目次

はじめに	3
インドネシアの会計、監査制度	4
インドネシアの法人税	9
インドネシアの付加価値税 (VAT)	10
EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要	11

はじめに

インドネシア会計基準（Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan：PSAK）は日本と同様にインドネシア会計基準審議会（Dewan Standar Adunansi Keuangan：DSAK）が制定しています。他の多くのアジア諸国と同様に自国の会計基準の国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンスを実施しており、2017年12月現在ではおおむねIFRSと同等の基準となっていますが、新しく適用されるIFRSについては1～2年程度の遅れをもって適用されるため留意が必要です。

インドネシアの会計監査証明は日本と同様にインドネシア公認会計士協会に登録された公認会計士のみ認められています。インドネシア公認会計士協会は日本と同様に国際会計士連盟のメンバーであり、インドネシアの監査基準は国際監査基準に準拠したものになっています。

インドネシアの税法は国税通則法、所得税法（個人・法人含む）、付加価値税法、奢侈品販売税法、土地建物税法、印紙税法等によって定められています。インドネシア税法の特徴として複雑な源泉税の処理と税務帳票方式を採用する付加価値税法による煩雑な税務実務が挙げられます。また法人税の前払を強制する構成となっている一方で、還付ポジションとなった場合には税務監査が義務付けられており、税務監査対応が必要になります。

EY新日本有限責任監査法人
ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）
アセアン・デスク インドネシア



内藤 玄太郎
マネージャー
公認会計士（日本）



緑川 直
シニアマネージャー

会計、監査制度（概略）

項目	インドネシア	タイ	フィリピン	ベトナム	ミャンマー
非上場企業（日本企業の子会社）IFRS適用の可否*	否	否	可	否	否
IFRSと現地会計基準の主な差異	小 土地の取扱いに関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場企業向け会計基準（TFRS）小 ▶ 非上場企業向け会計基準（TFRS for NPAEs）中 	小 不動産の収益認識に関する基準	小 以下の基準が採用されていない <ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融商品会計基準 ▶ 従業員給付会計 ▶ 減損会計 	小 現地会計基準（MFRS, MFRS for SMEs）は2010年時点のIFRS又はIFRS for SMEsとほぼ同等
決算期の変更	可	可	可	可	不可
決算期末の選定（暦年以外の採用可否）	可	可	可	可 ただし3月末、6月末、9月末のみ選定が可能	不可 3月31日。ただし2019年より法令改正により9月30日に変更される予定。決算期が親会社と異なる場合、一般に親会社報告目的で仮決算を行う
会社法で作成が求められる財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 会計方針の記述 ▶ 財務諸表の注記 	<p>TFRS</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記 <p>TFRS for NPAEs</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 損益計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 財務諸表の注記 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 会計方針の記述 ▶ 財務諸表の注記 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 会計方針の記述 ▶ 財務諸表の注記 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 株主持分変動計算書 ▶ 会計方針の記述 ▶ 財務諸表の注記
提出する財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務当局 税務申告時に監査済財務諸表一式を添付して提出 ▶ 金融サービス庁 上場企業の場合は監査済財務諸表の提出が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務当局 税務申告時に監査済財務諸表を添付して提出 ▶ 商務省 株主総会から1カ月以内に監査済財務諸表を提出 ▶ タイ証券取引所 上場企業の場合は監査済財務諸表の提出が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務当局 税務申告時に監査済財務諸表一式を添付して提出 ▶ SEC 上場非上場を問わず、監査済財務諸表の提出が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務当局 税務申告時に監査済財務諸表一式を添付して提出 ▶ 統計局 ▶ 財務局等 提出先は企業ごとに異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税務当局 税務ステータスによっては税務申告時に財務諸表一式を添付して提出が求められる
保存期間	原則10年間	原則5年間	原則10年間	原則10年間	原則3年間
機能通貨適用の可否	必須	必須 ▶ TFRS 否 ▶ TFRS for NPAEs	必須	可	可
法定監査	必要	必要	必要	必要	必要 （零細企業に対する適用除外あり）

*非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています。

否：税務申告時又は規制当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準で提出しなければならない場合。

可：税務申告時又は現地当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準以外にIFRS基準であっても良い場合。

会計、監査制度

非上場企業のIFRS適用の可否

インドネシアで事業を行う企業は、インドネシアの会計基準（Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan: PSAK）に準拠して年度の財務諸表を作成する必要があります。また、会計基準の適用のための解釈指針（Interpretasi Standar Akuntansi Keuangan: ISAK）が公表されています。PSAKは1973年にはじめてインドネシア会計原則1973として規定されました。

その後、経済のグローバル化にともない、国際財務報告基準（IFRS）をベースとするPSAKに改訂されました。以降も順次、見直しが行われ2012年1月から開始される会計年度からは、2009年1月1日時点において有効なIFRSが完全に適用されています。なお、2013年までに改訂されたIFRSの内容は、2015年1月1日から始まるPSAKに反映されています。

IFRSと現地会計基準の主な差異

PSAKは、2015年1月1日以降に開始される会計年度からは2013年1月1日時点においてIFRSがほぼ同等な内容で適用されているため、おおむね現行のIFRSと一致しています。ただし、2013年1月1日以降に適用されるIFRSの改定は1~2年遅れで適用されるため、新しい基準については差異が生じる場合があります。それ以外の主な差異は土地の扱いです。インドネシアでは土地所有権を取得できるのはインドネシア国民であり、内資、外資を問わず法人は土地所有権を取得することが認められず、

事業権（HGU）、建設権（HGB）、使用权（HP）を取得することになります。土地基準法で使用期間が定められていますが、延長が可能であることからインドネシアの会計処理は、土地として簿価で計上し償却は行いません。一方、IFRSの会計処理では、契約書に使用期間が記載されていることから、ファイナンスリースとしてリース資産に計上し、権利期間にわたり償却する必要があります。

PSAKとIFRSの対応は以下の通りです。

No.	概要	関連する IFRSs
PSAK 第 1 号	財務諸表の表示	IAS 第 1 号
PSAK 第 2 号	キャッシュ・フロー計算書	IAS 第 7 号
PSAK 第 3 号	期中財務報告	IAS 第 34 号
PSAK 第 4 号	連結及び個別財務諸表	IAS 第 27 号
PSAK 第 5 号	事業セグメント	IAS 第 8 号
PSAK 第 7 号	関連当事者についての開示	IAS 第 24 号
PSAK 第 8 号	後発事象	IAS 第 10 号
PSAK 第 10 号	外国為替レート変動の影響	IAS 第 21 号
PSAK 第 12 号	ジョイントベンチャーに対する持分	IAS 第 31 号
PSAK 第 13 号	投資不動産	IAS 第 40 号
PSAK 第 14 号	棚卸資産	IAS 第 2 号
PSAK 第 15 号	関連会社に対する投資	IAS 第 28 号
PSAK 第 16 号	固定資産	IAS 第 16 号
PSAK 第 18 号	退職給付制度の会計及び報告	IAS 第 26 号
PSAK 第 19 号	無形資産	IAS 第 38 号
PSAK 第 22 号	企業結合	IFRS 第 3 号

No.	概要	関連する IFRSs
PSAK 第 23 号	収益	IAS 第 18 号
PSAK 第 24 号	従業員給付	IAS 第 19 号
PSAK 第 25 号	会社方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	IAS 第 8 号
PSAK 第 26 号	借入費用	IAS 第 23 号
PSAK 第 28 号	損害保険業会計	—
PSAK 第 30 号	リース	IAS 第 17 号
PSAK 第 34 号	工事契約	IAS 第 11 号
PSAK 第 36 号	生命保険業会計	—
PSAK 第 38 号	共通支配下の企業結合会計	—
PSAK 第 44 号	不動産開発の会計処理	IFRIC 第 15 号
PSAK 第 45 号	非営利法人会計	—
PSAK 第 46 号	法人所得税	IAS 第 12 号
PSAK 第 48 号	資産の減損	IAS 第 36 号
PSAK 第 50 号	金融商品—表示	IAS 第 32 号
PSAK 第 53 号	株式報酬	IFRS 第 2 号
PSAK 第 55 号	金融商品—認識及び測定	IAS 第 39 号
PSAK 第 56 号	1 株当たり利益	IAS 第 33 号
PSAK 第 57 号	引当金、偶発負債及び偶発資産	IAS 第 37 号
PSAK 第 58 号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	IFRS 第 5 号
PSAK 第 60 号	金融商品—開示	IFRS 第 7 号
PSAK 第 61 号	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	IAS 第 20 号
PSAK 第 62 号	保険契約	IFRS 第 4 号
PSAK 第 63 号	超インフレ経済下における財務報告	IAS 第 29 号
PSAK 第 64 号	鉱物資源の探査及び評価	IFRS 第 6 号
PSAK 第 65 号	連結財務諸表	IFRS 第 10 号
PSAK 第 66 号	共同支配の取決め	IFRS 第 11 号
PSAK 第 67 号	他の事業体への関与の開示	IFRS 第 12 号
PSAK 第 68 号	公正価値測定	IFRS 第 13 号
PSAK 第 69 号	農業	IAS 第 41 号
PSAK 第 70 号	タックスアムネステイ	—
PSAK 第 71 号	保険業会計	IFRS 第 9 号
PSAK 第 72 号	顧客との契約に基づく収益認識	IFRS 第 15 号
PSAK 第 73 号	リース	IFRS 第 16 号
PSAK Syariah	イスラム金融会計	—

決算期の変更

決算日の変更は、税務当局の許可を受ければ可能です。
12月末決算を翌年3月末決算に変更する場合は12月末決算終了後、新しい会計期間の開始後（1月以降）に税務当局に変更の申請を行い、許可が下り次第（通常2カ月程度）、定款を変更して決算期を変更します。税務上は特別な場合を除き12カ月超の申告期間が認められないため、移行期（1～3月）の会計期間を経て4月から新しい会計期間が開始されます。概要は以下の通りです。

12月までの期間

- ▶ 税務申告（決算日から4カ月以内）

翌年1～3月末

- ▶ 決算期間は3カ月間
- ▶ 決算書類（3カ月間）を作成、外部監査人による会計監査（決算日3月31日から4カ月以内）
- ▶ 税務申告の期限は通常と同じ決算日から4カ月以内
- ▶ 税務当局に提出する書類は申告書類一式、外部会計監査を受ける企業は監査済の財務諸表提出が必要
- ▶ 取締役会は財務諸表を含めた年次報告書を作成して、コミサリス会（日本でいう監査役会に類似した組織体）の監査を経たうえで株主総会の承認を受ける必要がある（決算日後6カ月以内）
- ▶ 3カ月間は1期の会計期間と見做され、繰越欠損金の使用期間の1期とカウントされる

決算期末の選定（暦年以外の採用可否）

会計年度としては1月1日から12月31日までの暦年が一般的ですが、1月1日から開始されない会計年度を選択することもできます。税務申告も会社の会計期間に基づいて行われます。インドネシアは決算日に関する規定はなく、会社は任意の決算日を定めることができます。

会社法で作成が求められる財務諸表

以下が必要です。

- ▶ 財政状態計算書（貸借対照表）
- ▶ 包括利益計算書（損益計算書）
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 所有者持分変動計算書
- ▶ 会計方針の記述
- ▶ 財務諸表の注記

提出する財務諸表

会社法で作成が定められた財務諸表一式が対象になります。主な提出先は以下の通りです。

- ▶ 税務当局
税務申告時に監査済財務諸表を添付して提出
- ▶ 金融サービス庁（Otoritas Jasa Keuangan：OJK）
上場企業の場合は金融サービス庁への提出も必要

保存期間

インドネシアの帳簿の保存期間は、原則として10年間です。税務上の遡及期間は5年間ですが、法人所得税の申告は会計上の利益を基礎として計算されるため、税務調査に備えるためにも適切に帳簿を保存しておく必要があります。

機能通貨適用の可否

通常はインドネシア・ルピア（IDR）が使用されますが、決済通貨としてインドネシア・ルピア以外の通貨も使用されており、外国通貨が機能通貨となる場合もあります。その場合、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨を機能通貨として記帳する必要があります。ただし、税務ではインドネシア・ルピア建と米ドル建しか認められません。また、税務上で米ドル建を採用する場合は財務大臣の承認が必要です。機能通貨を円とする場合、会計上は円、税務上ではインドネシア・ルピアとなり会計用と税務用の帳簿を作成する必要があります。

インドネシア中央銀行は2015年3月に法律No.17/3/PBI/2015を発行し同年7月1日以降にインドネシア国内で行われる現金取引及び銀行間取引についてインドネシア・ルピア決済を義務化しました。適用除外はありますが、国内取引はインドネシア・ルピアで行う必要があります。

法定監査

年次財務諸表はコミサリス会の監査を受ける必要があります。また以下に該当する企業は、公認会計士による外部監査をあわせて受けなければなりません。

- ▶ 公開企業
- ▶ 銀行、保険会社、不特定多数から資金を集め運用する企業
- ▶ 社債を発行する企業
- ▶ 総資産又は売上が500億インドネシア・ルピア超の企業
- ▶ インドネシアで事業許可を受けた外国企業
(外国企業資本が1%でも入る企業、Penanaman Model Asing : PMA)
- ▶ 国有企業

外部監査は、企業から独立した立場の公認会計士による財務諸表監査であり、公認会計士は企業が作成した財務諸表の適正性について、監査報告書を発行し意見を表明します。外部監査を義務付けられる企業は、コミサリス会の監査を経たうえで、決算日後6カ月以内に公認会計士による監査報告書を添付し株主総会で年次報告の承認を受ける必要があります。なお、上場企業の場合は監査済みの期中財務諸表及び年次財務諸表をOJKに提出する義務があります。年次財務諸表の提出は決算日後4カ月以内です。

なお、会計監査を受けている会社は、税務申告の際に監査済財務諸表一式を申告書に添付する必要があるため、通常会計監査は税務申告前に完了しなければなりません。

会計、監査上の留意点

PSAKはIFRSにほぼ準拠しているため、会計処理の理解は日本人にとっても比較的容易といえます。ただし、インドネシア全体で会計人材が不足しており、基準に求められる処理を会社のローカル会計担当者が理解できていない場合もあります。日本で一般的な処理も理解を得ることが難しい場合もあります。

インドネシア監査基準も国際監査基準に基づいて設定されているため、実施される手続きは日本での監査と同様です。特徴的な手続としては株主持分に対する残高確認書の送付などがあります。また税当局による差異の追及のリスク回避のため、財務諸表に計上される期末法人税の金額は税務申告において申告される金額と完全に一致させる点が日本の実務と異なります。

法人税

概要

法人税率 (%)		25 ^(a)		
キャピタルゲイン税率 (%)		- ^(b)		
源泉徴収税率 (%)	配当金	10/15/20 ^(c)		
	利息	15/20 ^(c)		
	特許、ノウハウ等からのロイヤルティ	15/20 ^(c)		
	賃借料	土地及び建物	10 ^(d)	
		その他、資産の使用に対する賃借料	2 ^(e)	
	サービス料	居住者への支払	技術、管理及びコンサルタントサービス	2 ^(e)
			建設請負サービス	2/3/4 ^(f)
			建設計画及び監督	4/6 ^(f)
			その他のサービス	2 ^(e)
	非居住者への支払い		20 ^(g)	
支店利益税		20 ^(h)		
欠損金 (年)	繰戻し	0		
	繰越し	5-10 ⁽ⁱ⁾		

(a) この税率は、外国企業のインドネシアにおける恒久的施設にも適用されます (P.10「法人税」「法人税率」参照)。

(b) キャピタルゲイン課税に関する詳細については、P.12「キャピタルゲイン」を参照。

(c) 非居住者への支払いに対して、20%のファイナルタックス (源泉分離課税) が課されます。この税率は、租税条約に基づき軽減することができます。居住者に支払われる一定の配当金は、所定の条件を満たす場合、非課税扱いとなります。非課税扱いにならない場合、税務上の居住者企業に支払われた配当金には、15%のファイナルタックスが適用され、税務上の居住者である個人に支払われた配当金には、10%のファイナルタックスが適用されます。金融機関以外が居住者に支払う利息に対して、15%のファイナルタックスが課されます。銀行が居住者に支払う銀行預金利息に対して、20%のファイナルタックスが課されます。

(d) これは、土地又は建物に関する地代家賃の総額に対して課されるファイナルタックスです。

(e) この税金は、所得税の前払いとみなされます。これは、居住者に支払われる総額に対して課されます。この源泉徴収税の課税対象であり、かつ納税者番号 (Tax Identification Number) を有さない納税者に対しては、通常の源泉徴収税率の100%が上乗せして課されます。

(f) この税金は、ファイナルタックスとみなされます。適用される税率は、提供されるサービスの種類、及び建設会社の「資格 (qualification)」によって異なります。「資格」は、建設会社の事業規模 (大規模、中規模、小規模) に応じて、関係当局から交付されます。

(g) これは、非居住者に支払われる総額に対して課されるファイナルタックスです。特定の種類の所得に対する源泉徴収税率は、二重課税防止条約に基づき軽減することができます。

(h) これは、恒久的施設の税引後純利益に対して課されるファイナルタックスです。税率は、二重課税防止条約に基づき軽減することができます。この税金は、所得が実際に送金されるかどうかに関わらず課されます。利益をインドネシアで再投資する場合、非課税扱いとなります。

(i) 一定の事業に従事している納税者に生じた欠損金、又は一定の地域から生じた欠損金は、最大10年間繰越すことができます (P.10「税控除優遇措置」参照)。

付加価値税 (VAT)

概要

税金の名称	付加価値税 (VAT)	
現地語の名称	Pajak Pertambahan Nilai (PPN)	
導入日	1984年1月1日	
所管	国税総局 (Directorate General of Taxation) (http://www.pajak.go.id)	
VAT 税率	標準	10%
	その他	0%もしくは非課税
VAT 番号の形式	11.111.1111.1-111.111	
VAT 申告書の期間	月次	
基準値	小規模事業者の登録	課税売上年間 48 億インドネシア・ルピア以下
国内で設立されていない事業者による VAT の控除	なし	

本資料の内容は、各章に別途明記する場合を除き、2017年1月1日時点で有効な情報に基づいています。本資料で取り扱う国の税法やその他の適用法令については、改正案が提出されている場合があります。最新情報については、各地域のEYメンバーファーム又は貴社の担当窓口までお問い合わせください。

本資料には要約した情報を掲載しており、一般的なガイダンスとしてご利用いただくことを目的としております。本資料は、詳細な調査や職業的専門家の判断の代替としてご利用いただくことを意図したものではありません。EYGMリミテッド及び他のEYグローバル・メンバー組織はいずれも、本資料の記事に基づく作為又は不作為により皆様に生じたいかなる損失に対しても責任を負うことはできません。特定の事項につきましては、適切なアドバイザーにご相談ください。

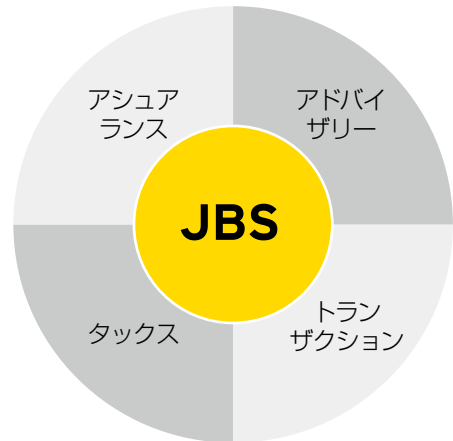
EY Japan における海外進出支援体制 ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要

JBSは日本企業の海外事業展開をサポートする

アシュアランス、タックス、トラザクション、アドバイザリーの4ラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

世界の70を超える主要都市に約500名の日本語対応可能なプロフェッショナル (うち駐在員約100名) を配し、監査、税務、アドバイザリーなどの業務を通じて、均一で高品質なサービス体制を整備しています

JBSはグローバルネットワークを統括する本部機能をEY Japan内に設けています。EY Japan主導により、海外各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで最適なサービスを提供しています



Contact us

EY 新日本有限責任監査法人
マーケッツ本部 海外企画部
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
Jbs_mailbox@jp.ey.com

JBS アセアン・デスク インドネシア
内藤 玄太郎
Gentaro.Naito@jp.ey.com

緑川 直
Nao.Midorikawa@jp.ey.com

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査及び保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC. All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。